

## <巻頭言> ～有朋自遠方来、不亦樂乎～

### —我が畏友王建寧先生—

王建寧先生は、誠心誠意、仁・徳の人である。同先生との縁は2003年2月に遡る。拙著『中国で成功する人事労務の戦略戦術』を上梓したばかりであったと記憶する。ある日突然、小職に是非会いたいとのFAXが舞い込み、喜んでお会いしますと即座に返事し、そして訪ねてこられたのが同先生である。最初の印象では中肉中背のごく普通の中国ビジネスマンであったが、肝胆相照らす関係になるには寸刻も要しなかったと思う。同先生に本来備わった仁・徳の所為であろうことはいうまでもない。小職はその拙著の中で、湖南省韶山に毛沢東主席の生家を訪れ「学而不思則罔、思而不学則殆」（学びて思わざれば則ち〈すなわ〉ち罔〈くら〉し。思いて学ばざれば則ち〈すなわ〉ち殆〈あやう〉し）の掲額を見たこと、また四川省広安県の鄧小平先生の生家を訪れ「芳流徳祖 忠孝傳家久 詩書継世長」（祖先の徳は芳〈かぐわ〉しい流れとなり、忠孝の精神は久しく家を守り、詩書の嗜〈たしな〉みは世に長く引き継がれる）の家訓を眼にし感動したことに触れているが、同先生は、法律家である小職が、中国現代史上の両巨頭の生家にまで訪れ感慨に打たれたことにいたく感心されたのだろうと秘かに自負している。同先生の専門は日本でいう「金融商品取引法」であり、当事務所の「人事労務」分野とはほとんど接点はない。しかし、同先生の誠実さに魅せられた小職は、弊北京代表処が2006年10月に正式設立されると同時に上席顧問として就任いただき今日に至っている。同先生の中国企業及び中国社会に関する助言は誠实的確かつ懇切丁寧であり常勤する弊北京代表処首席代表・弁護士も大いに助けとなっている。現在、同先生はご夫人と共に風光明媚かつ世界遺産でもある安徽省の黄山に隠棲され、時には双子の孫相手の老爺として穏やかに過ごされている。同先生よりはたびたび黄山の別荘への訪問を催促されているが、小職は耳の故障が癒えず、未だに実現していない。2005年11月、上海高井倶楽部の「秋の研修旅行」の折には、3万2千段を登って踏破したのだが…。時折、同先生が東京を訪れる際に取りとめもない話をするのが楽しみであり、まさに、「朋あり遠方より来る、又楽しからずや」の感を深くするのである。

（文：会長弁護士 高井 伸夫）

## <外国人雇用について①>

就労している外国人を目にすることが多くなりましたが、外国人を雇用する場合には、在留資格を確認し、就労できる在留資格の有無を確認することが不可欠です。不法に就労させた場合には、不法就労助長罪という刑事罰が規定されており、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金」という刑事罰も規定されています。就労可能な在留資格を有しているかを確認する初めの一步は、応募してきた外国人が有している在留カードというカードの

記載を確認するところから始まります(厳密には従来の外国人登録証明書というカードから在留カードへの切り替えが進んでいる最中であり、両者が併存しています)。この在留カードの表面の中央に、「就労制限の有無」という欄があり、こちらの欄に就労の可否について「就労制限なし」、「就労不可」または「在留資格に基づく就労活動のみ可」などの記載があります。まずはこちらの記載を確認するということが第一歩となります。

(文：東京中国室 弁護士 萩原 大吾)

## ＜コラム：労働法上の大きなリスク「病気休暇制度」＞

中国の労働法制において、日本と異なる、一番気をつけなければいけない制度といえば、「病気休暇制度」でしょう。日本と異なり病気にもかかわらず6割～10割に上る賃金の保証が必要となり、悪用されれば、何年にもわたって賃金の支払いを余儀なくされるからです。

### 1. 病気休暇の期間と金員の支払い

疾病または業務外の理由による負傷の療養期間についての規定(労部発[1994]479号)により、労働者には勤続年数によって3ヶ月～24ヶ月の療養期間が与えられます。

療養期間内に病気休暇を取った場合、賃金の一定割合にあたる金員を病気休暇賃金または療養待遇として支払わなければなりません。割合は地方の条例によって決まりますが、上海では、6割～10割となっています。

### 2. 病気休暇の申請について

指定病院などが発行した「疾病証明書」が提出されれば、あとは企業の規則に則り、病気休暇が認められることとなります。

「疾病証明書」といっても、薄い紙に薄いインクで印字されただけのものであり、署名もない場合があります。そのため「疾病証明書」が偽造されるケースもあります。

### 3. 具体的な例

貴社の上海市の工場に雇われて15年働いている経理担当がいるとします。年は30代後半、何らかの持病を抱えている可能性があるかと仮定しましょう。この従業員が、ある日工場に来なくなりました。15年も働いている経理がいらないわけですから、なかなか業務が回りません。その後、この従業員からインクの薄い疾病証明書のPDFがメールで届きました。よく見ると2週間の疾病による休暇が必要である旨の記載がされているようです。

「2週間であれば」と、何とか業務をやりくりして待っていると、また2週間経って同様の疾病証明書が届きました。これも何とかしのぐとまた疾病証明書が届くの繰り返しです。さて、法的にはいつまでこれに耐えなければならないのでしょうか。

この従業員の場合、療養期間は18ヶ月、賃金は最初の6ヶ月は100%、その後は60%を支払わなければなりません。

通常であれば、それでも何ヶ月かで復帰するのが一般的ですが、場合によっては1年以上賃金だけ支払い続けるということになるケースもあります。

なお、医療の現場は、対面している患者の主張を一方的に聞き入れる傾向にあるため、本当に疾病かどうか疑わしいにもかかわらず疾病証明が出されている例も散見されます。

### 4. 更に恐るべき問題

さて、決められた3ヶ月から24ヶ月の療養期間が終了したにもかかわらず、元の業務に復帰できず、かつ別途手配した業務にも従事できない場合、ようやく労働契約を解除することが出来ます。しかしその場合、経済補償金を払うとともに、最低6ヶ月の医療補助金を支払う必要があります。

#### 5. 対抗策として最低限知っておくべき知識

##### (1) 支払う金員の上限

上記の療養期間中に支払う待遇については上限があります。企業の負担を考慮した規定で、地方の平均賃金が上限とされています。なお、残念ながら、上記の6割以上の数字を掛けた後の数字の上限ですので留意してください。

##### (2) 繰り返し病気休暇を繰り返す者への対策

先述の規定において、病気休暇を累計しなければならない期間が定められています。

例えば療養期間3ヶ月であれば6ヶ月以内で病気休暇を取らなければなりません。

したがって、療養期間満了前に数日出社して、また病気休暇を申請した者に対しては、療養期間がもうすぐ終了する旨を告げることが考えられます。

##### (3) 疾病証明が疑われる場合

偽の疾病証明書が使われるケース、本当に疾病かどうか疑わしいにもかかわらず繰り返し病気休暇が取られる場合は、病院に対して問い合わせをしましょう。偽物であればすぐに発覚します。仮病などは診断した医師の業務過失の問題となるので認めることは有り得ないでしょうが、抗議が圧力となり、次回以降の診断はより厳格になるでしょう。

(文：上海代表処 首席代表弁護士 東城 聡)

## < 【中国法律情報】 中国最新法令について >

### 1. 「中華人民共和国国家安全法」(2015年7月1日に第十二回全国人民代表大会常務委員会第十五回会議において可決、2015年7月1日から施行)

本法は、「国家安全を維持し、人民民主政権及び中国の特色ある社会主義制度を守り、人民の根本的な利益を保護し、改革開放及び社会主義の現代化建設が順調に進行することを保障し、中華民族の偉大な復興を実現する」目的(本法1条)で制定され、①国家安全の維持任務、②国家安全の維持責任、③国家の安全制度、④国家の安全保障、⑤公民・組織の義務と権利等について、全7章84条から構成されている。

本法において、国家安全とは主に「国の主権や領土、経済社会の持続的発展及びその他国家の重大な利益が、危険に晒されておらず、また国内外から脅かされていない状態」を指すと規定され(本法2条)、国家安全にかかる複数の領域に関する国家の任務と責務(本法第2章及び第3章)が定められている。

たとえば、本法では、宇宙、深海及び極地における国家安全について言及する一方で、領土や海洋権益の防衛に加え、テロや暴動、少数民族対策に関する国家安全についても触れている。

また、本法では「サイバー空間」に対する安全保障体系の建設が国家安全の任務であると明記(本法25条)し、インターネット規制強化に関する基本方針についても規定している。

なお、本法の規定の多くは原則的な内容を定めたものであることから、将来的には、本法に基づいて多数の関係法律法規が制定され、より詳細な規定等が整備されるものと思われる。

## 2. 「最高人民法院の民間金銭消費貸借案件の審理の法律の適用にかかる若干問題に関する規定」(2015年6月23日に最高人民法院の審判委員会の第1655回会議に可決され、2015年9月1日から施行)

本法は、中国における民間金銭消費貸借紛争案件を正確に審理するために、中国関連諸法の規定に基づき、裁判の実践を踏まえて制定されたものである。

中国では、これまで金融機関以外の中国企業が他の中国企業に対して貸付を行うことは原則として禁止されていたが、本法において、法人間、その他の組織間及び法人とその他の組織間で経営上の必要から民間金銭消費貸借契約を締結した場合、「中華人民共和国合同法」第52条により契約が無効となる場合及び借入金を第三者に転貸借する場合を除いて、原則として、当該契約は有効であると認められた。

また、本法によれば、法人、その他の組織間が組織内部の人員からお金を借り入れることを内容とした金銭消費貸借契約を締結することもできるようになった。

本法の成立によって、親子会社間や同一グループ内における企業間の貸付が明確に可能となり、中国国内における資金借入の選択肢としてはっきりと定められたといえる。

(文：北京代表処 カウンセル 包 香玉)

## <中国は今…> ～世界反ファシズム戦争・抗日戦争勝利70周年～

9月3日に公開された『カイロ宣言』のポスター及び予告編をめぐり非難が噴出したとの報道があった。『カイロ宣言』は、米国フランクリン・ルーズベルト大統領、英国ウィンストン・チャーチル首相、国民政府蒋介石主席が出席し、戦後の対日方針を定めたものである。つまり、ポスターで使用した毛沢東主席は会議には出席しておらず、なのにどうしてというわけである。さすがの共産党系の新聞や中国版ツイッター(微博)でも歴史の歪曲、捏造と指摘せざるを得なかったようである。そして今年は「世界反ファシズム戦争・抗日戦争勝利70周年」の節目の年、9月3日には天安門広場で「抗日戦争勝利70周年記念」の賑々しい軍事パレードが行われた。50部隊、1万2千人の空前の規模である。30ヶ国の首脳も参加したが、70年前の敗戦時の中華民国が中華人民共和国に、ソビエト連邦がロシア連邦に、日本帝国の一部であった朝鮮半島は北朝鮮と大韓民国に、と戦後の変遷の激動を想起させる式典であった。

(文：東京中国室 顧問 千葉 勝茂)

<b>発行</b>	<b>高井・岡芹法律事務所</b>	<b>中国室</b>	東京都千代田区九段北4-1-5 市ヶ谷法曹ビル902
	TEL:03-3230-2331	FAX:03-3230-2395	<a href="http://www.law-pro.jp/">http://www.law-pro.jp/</a>
	<b>高井・岡芹法律事務所</b>	<b>北京代表処</b>	北京市朝陽区建国路93号院 万達広場3号楼1908室
	TEL:010-5820-7818	FAX:010-5820-8238	e-mail: <a href="mailto:info@takaibj.com">info@takaibj.com</a>
	<b>高井・岡芹法律事務所</b>	<b>上海代表処</b>	上海市人民路998号 金天地国際大廈1205室
	TEL:021-6326-3726	FAX:021-6326-3736	e-mail: <a href="mailto:nobuo@takai-shanghai.com">nobuo@takai-shanghai.com</a>